

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県伊達市長

## 公表日

令和7年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険に関する事務とは、介護保険法(平成9年法律第123号)その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務をいう。</p> <p>伊達市は、介護保険に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。</p> <p>(1)被保険者に係る届出に関する事務            (2)被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務            (3)介護給付、予防給付又は市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務            (4)要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定に関する事務            (5)要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定に関する事務            (6)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請に関する事務            (7)居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請に関する事務            (8)保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務            (9)保険給付の支払の一時差止に関する事務            (10)保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務            (11)地域支援事業に関する事務            (12)利用料に関する事務            (13)保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務            (14)資料の提供等の求めに関する事務</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供できる根拠法令】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表            第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項            (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)</p> <p>第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項            (6、27、38、70、116、137、145、158の項)</p> <p>【情報照会ができる根拠法令】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 131,132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	【介護保険システムに関して】 伊達市役所健康福祉部高齢福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1299 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[                      基礎項目評価書                      ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[                      ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[                      ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[                      ]接続しない(入手)                      [                      ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                      十分である                      ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次の対策を講じている。 ・特定個人情報が記載された書類を受け渡す際は、事前に確実なマスキング処理を行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・一時的な廃棄箱を経由した時間差廃棄を実施する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 十分に行っている <div style="margin-left: 20px;">           1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 十分である <div style="margin-left: 20px;">           1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div>
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I.5.②所属長	高齢福祉課長 東城 賢芳	高齢福祉課長 佐藤 三雄	事後	人事異動のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I.5.②所属長	高齢福祉課長 佐藤 三雄	高齢福祉課長 土田 一紀	事後	人事異動のため
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 1.②事務の概要	(2)被保険者証又は認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 (11)保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	(2)被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付又は市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 (11)地域支援事業に関する事務 (12)利用料に関する事務 (13)保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 (14)資料の提供等の求めに関する事務	事後	
令和1年6月26日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68の項	番号法第9条第1項別表第一の68の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和1年6月26日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の2、3、4、6、26、39、42、56の2、57、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 別表第二における情報照会の根拠 別表第二の93、94の項	【情報参照が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「主務省令」という。)の第46条及び第47条 【情報提供が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」がふくまれている項である主務省令の下記条項 別表第二の2、3項:第2、3条、6項:第6条、8、11項:第7、10条、26項:第19条、30項:条項未設定、33項:第22条2、39項:第24条2、42項:第25条、46項:条項未設定、56の2項:第30条、58項:第31条2、61、62項:第32、33条、80項:第43条、83項:条項未設定、87項:第44条、90項:条項未設定、94項:第46、47条、95項:条項未設定、117項:条項未設定 ・第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項である主務省令の下記条項 別表第二の5項:第5条、17項:第12条の3、22項:第15条、42項:第25条の2、81項:第42条の2	事後	
令和1年6月26日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	伊達市役所健康福祉部高齢福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1299	【介護保険システムに関して】 伊達市役所健康福祉部高齢福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1299 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和2年7月16日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事前	
令和2年7月16日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事前	
令和4年3月10日	公表日	令和2年8月13日	令和4年3月9日	事前	
令和4年3月10日	I 4.②法令上の根拠	【情報参照が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「主務省令」という。)の第46条及び第47条 【情報提供が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第7号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」がふくまれている項である主務省令の下記条項 別表第二の2、3項:第2、3条、6項:第6条、8、11項:第7、10条、26項:第19条、30項:条項未設定、33項:第22条2、39項:第24条2、42項:第25条、46項:条項未設定、56の2項:第30条、58項:第31条2、61、62項:第32、33条、80項:第43条、83項:条項未設定、87項:第44条、90項:条項未設定、94項:第46、47条、95項:条項未設定、117項:条項未設定 ・第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項である主務省令の下記条項 別表第二の5項:第5条、17項:第12条の3、22項:第15条、42項:第25条の2、81項:第42条の2	【情報参照が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「主務省令」という。)の第46条及び第47条 【情報提供が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第8号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」がふくまれている項である主務省令の下記条項 別表第二の2、3項:第2、3条、6項:第6条、8、11項:第7、10条、26項:第19条、30項:条項未設定、33項:第22条2、39項:第24条2、42項:第25条、46項:条項未設定、56の2項:第30条、58項:第31条2、61、62項:第32、33条、80項:第43条、83項:条項未設定、87項:第44条、90項:条項未設定、94項:第46、47条、95項:条項未設定、117項:条項未設定 ・第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項である主務省令の下記条項 別表第二の5項:第5条、17項:第12条の3、22項:第15条、42項:第25条の2、81項:第42条の2	事後	
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【介護保険システムに関して】 伊達市役所健康福祉部高齢福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1299 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	【介護保険システムに関して】 伊達市役所健康福祉部高齢福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1299 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159	事後	
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表100の項	事後	番号法改正に伴う根拠法令の修正
令和7年3月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「主務省令」という。)の第46条及び第47条 【情報提供が出来る根拠法令】 ・番号法第19条第8号及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」がふくまれている項である主務省令の下記条項 別表第二の2、3項:第2、3条、6項:第6条、8、11項:第7、10条、26項:第19条、30項:条項未設定、33項:第22条2、39項:第24条2、42項:第25条、46項:条項未設定、56の2項:第30条、58項:第31条2、61、62項:第32、33条、80項:第43条、83項:条項未設定、87項:第44条、90項:条項未設定、94項:第46、47条、95項:条項未設定、117項:条項未設定 ・第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項である主務省令の下記条項 別表第二の5項:第5条、17項:第12条の3、22項:第15条、43項:第25条の2、81項:第43条の2、97項:第49条、108項:第55条、109項:第55条の2	【情報提供できる根拠法令】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険法に関する情報」が含まれている項 (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) 第4欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」など、介護保険法に関する提供情報が含まれている項 (6、27、38、70、116、137、145、158の項) 【情報照会ができる根拠法令】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 131、132の項	事後	番号法改正に伴う根拠法令の修正
令和7年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	IV 8. 「人手を介在させる作業」	-	記載のとおり	事後	様式改正のため
令和7年3月1日	IV 11. 「最も優先度が高いと考えられる対策」	-	記載のとおり	事後	様式改正のため